

八尾市民の方へ

大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業の承認等について

大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業については、提出された申請書の内容を審査し、承認通知を送付の上、助成金の支払いを行っております。

しかし、平成 30 年 4 月 1 日から八尾市が地方自治法に基づく中核市に移行することに伴い、治療終了日が平成 30 年 3 月 31 日までの申請は、大阪府知事が承認し助成金を支払い、治療終了日が平成 30 年 4 月 1 日以降の申請は、八尾市長が承認し助成金を支払うこととなります。

このため、平成 30 年 4 月 1 日以降は、下記のとおり、治療終了日により問い合わせ先が異なることとなりますので、ご注意ください。

記

《治療終了日が平成 30 年 3 月 31 日までの申請の問い合わせ先》
大阪府保健医療室地域保健課母子グループ
電話：06-6944-6698

《治療終了日が平成 30 年 4 月 1 日以降の申請の問い合わせ先》
八尾市保健所保健予防課（予定）
電話：072-994-0661（予定）

《問い合わせ先》
大阪府健康医療部保健医療室
地域保健課母子グループ
TEL：06-6941-0351（内線 2545）